

低入札価格調査実施要領【建設工事】

1 目的

この要領は、和歌山県が発注する建設工事に係る入札において、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、自動的に失格とする最低制限価格制度とは異なり、その入札価格で適正な工事の施工が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

2 調査の根拠法令等

調査の根拠とする法令等は次のとおりである。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。」

(2) 施行令第167条の13

「第167条の7から第167条の10までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。」

(3) 和歌山県財務規則第104条

「施行令第167条の10第1項の規定に適合すると認めるときは、当該措置を必要とする理由を明らかにし、次順位者を落札者とするものとする。」

3 用語の定義

- (1) この要領中「入札執行者」とは、入札の執行に関する事項についての専決をすることができる者をいう。
- (2) この要領中「調査者」とは、発注機関の長（本庁で行った入札（以下「本庁入札」という。）の場合は、本庁の事業主管課長。ただし、公共建築課が発注する工事においては公共建築課長）が命じた者をいう。
- (3) この要領中「調査基準価格」とは、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

4 調査対象工事

原則として、次に掲げる工事を対象とする。

- (1) 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）が1億円以上の工事

(2) 予定価格（税抜き）が1億円未満の工事のうち、施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）を適用する工事（第167条の13により準用される場合を含む。）

5 調査基準価格の設定及び算定

施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設けるものとし、それはその者の申込みに係る価格が、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

また、調査基準価格の算定は予定価格の算出の基礎となる仕様書、工事設計書等により入札執行者が算定する。

なお、契約ごとに定める割合の算定方法は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75とする。）に一定の範囲で無作為に発生させた係数（ランダム係数）を乗じた額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の75に満たない場合にあっては100分の75とする。なお、鋼橋、電気通信、機械設備、営繕工事及び下水道工事のうち機械設備・電気設備工事については別紙算定基準（1）、（2）、（3）のとおりとする。

ア 前項第1号に規定する工事

- (ア) 『直接工事費』に100分の97を乗じて得た額
- (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 『一般管理費等』に100分の55を乗じて得た額

イ 前項第2号に規定する工事

- (ア) 『直接工事費』に100分の100を乗じて得た額
- (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 『一般管理費等』に100分の55を乗じて得た額

(2) 特別な事情がある場合については、同項第1号に規定する算定方法によらないものとすることができる。

6 低入札価格調査

調査基準価格を下回った価格で応札した者（以下「低入札価格入札者」という。）に対し、低入札価格調査を実施するときは、第14項に規定する調査様式及び添付資料により調査を実施するものとする。なお、総合評価落札方式（特別簡易型）により落札者を決定する工事（以下「特別簡易型工事」という。）については、比較的工事規模が小さいため、品質等を落とさずに、コスト縮減する余地が少ないとから、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。

7 特別重点調査

- (1) 第4項第1号に規定する工事のうち、特別簡易型工事を除き、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあると認められた場合は、入札執行者は直ちに低入札価格入札者が入札時に提出した入札書及び工事費内訳書の金額を分析し、下表の上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た額に満たない者を、特別重点調査の対象者と決定する。特別重点調査の対象者について低入札価格調査（特別重点調査）を実施するときは、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。
- (2) 営繕工事については、別紙算定基準（4）のとおりとする。
- (3) 特別な事情がある場合については、同項第1号及び第2号の算定方法によらないこととすることができる。

『直接工事費』	『共通仮設費』	『現場管理費』	『一般管理費等』
95%	80%	80%	30%

8 低入札価格調査の意向確認

特別簡易型工事については、原則、調査基準価格を下回った価格で応札した場合に、予め、低入札価格調査を受ける意向を低入札価格調査意向確認書（別記様式1）により確認をするものとする。

9 入札参加者への周知

- (1) 入札執行者は、次の事項の周知するものとする。
- ア 低入札価格調査制度を採用すること。
- イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- ウ 低入札価格入札者は、総合評価における最高値の評価の者（以下「最高評価値入札者」という。）であっても、また総合評価落札方式でない入札においては最低の入札金額を提示した者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- エ 低入札価格入札者は、事後の調査（事情聴取）に協力すべきこと。
- (2) 入札執行者は、第8項に規定する低入札価格調査の意向を確認する案件（以下「意向確認設定案件」という。）の場合、次の事項についても周知に努めるものとする。
- ア 意向確認設定案件であること。
- イ 低入札価格調査を受ける意思がある低入札価格入札者は、入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書を提出しなければならないこと。
- ウ 入札参加者は自ら入札金額と調査基準価格を比較し、入札金額が調査基準価格を下回った場合、かつ、低入札調査意向確認書を提出した場合は、第14項に規定する調査様式を提出しなければならないこと。

エ 第14項に規定する調査様式の提出期限

10 調査における留意点

- (1) 入札書における入札金額と工事費内訳書における工事価格計額は同額でなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (2) 低入札価格入札者は、第14項の各号に掲げる調査様式を提出しなければならない。調査様式の提出がなかった場合は、調査を実施することなく失格とする。
- (3) 調査様式の提出については、次に掲げるとおりとすること。

ア 意向確認設定案件

低入札価格調査意向確認書を提出した入札参加者は、開札後、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「電子入札システム」という。）（電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については閲覧等）により公表される対象工事の入札経過書に記載される調査基準価格を自ら確認し、入札金額が調査基準価格を下回った場合には、入札経過書の公表日から起算して3日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日（以下「休日条例第1条に規定する県の休日等」という。）を含まない。）に第14項に規定する調査様式を提出しなければならない。

また、低入札価格入札者で、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低入札価格入札者は、調査を実施することなく失格とする。

イ 意向確認設定案件以外

調査様式の提出を求められた低入札価格入札者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日条例第1条に規定する県の休日等を含まない。）に提出しなければならない。

- (4) 低入札価格入札者は、提出する第14項に規定する調査様式（「積算内訳書」（様式3-1））の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）について、入札時に提出した工事費内訳書の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）と同額としなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (5) 低入札価格入札者との契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、通常の請負契約書の記載額（請負代金額の10分の1以上）と異なる（請負代金額の10分の3以上）。

なお、契約保証を受けられない場合は、契約はできない。

- (6) 工事発注者は、工事中、工事完了後、施工体制台帳の内容と実態について調査を行わなければならない。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による。）
- (7) 低入札価格入札者で契約者となった者は、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍としなければならない。

ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による）

- (8) 低入札価格入札者で契約者となった者は、低入札価格調査時の積算内訳書（第14項第3号に規定する様式3-1）と工事完了後の実績を対比するため、調査表（第19項第1号に

規定する様式10及び10-1)を提出しなければならない。また、ヒアリングを実施する場合はこれに応じなければならない。(特記仕様書においても明示、第11項の規定による。)

- (9) 低入札価格入札者で契約者となつた者は、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、調査表(第19項第2号に規定する様式11)を提出しなければならない。また、調査者は、ヒアリングを実施しなければならない。

1.1 特記仕様書への明示

次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳(契約書の写しも含む。)及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)の監督員への提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の監督員への提出の際、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績とを対比した書類を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは、受注者は応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、受注者は応じなければならない。
- (4) 同項第1号から第3号の提出等の指示に違反し、施工体制台帳等及び施工計画書を提出せず、又はヒアリングに応じなかつた場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
- (5) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。

1.2 入札の執行

- (1) 和歌山県が設置する電子入札システムにより入札を行う調査対象工事については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、調査基準価格を下回っているすべての入札者(以下「低入札価格提示者」という。)のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。(調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。)

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

- (2) 調査対象工事が、電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、調査基準価格を下回っている低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

- (3) 調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する場合があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札参加者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位（総合評価落札方式でない入札においては入札金額順位）のみ回答するものとする。

1.3 調査の実施

調査者は、低価格で入札した理由等について、第14項に規定する調査様式に基づき速やかに実施するとともに、以下の内容についても併せて実施するものとする。

- (1) 経営内容・経営状況
- (2) 信用状態
- (3) その他必要な事項

1.4 調査様式

- (1) 「低入札価格調査報告書」（様式1）
- (2) 当該価格により入札した理由（「入札理由書」（様式2））
- (3) 入札金額の積算内訳
 - (「積算内訳書」（様式3-1）)
 - (「下請予定内容報告書」（様式3-2）)
 - (「共通仮設費（率分）内訳書」（様式3-3）)
 - (「現場管理費内訳書」（様式3-4）)
 - (「一般管理費内訳書」（様式3-5））

- (「資材単価一覧表」(様式3-6))
 - (「機械損料・賃料一覧表」(様式3-7))
 - (「法定福利費に関する調書」(様式3-8))
 - (「据付管理費内訳書」(様式3-9))
 - (「設計技術費内訳書」(様式3-10))
- (4) 技術者の配置予定(「配置予定技術者名簿」(様式4))
 - (5) 手持ち資材の状況(「手持ち資材の状況」(様式5))
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係(「資材購入先一覧」(様式6))
 - (7) 手持ち機械数の状況(「手持ち機械数の状況」(様式7))
 - (8) 建設副産物の搬出地(「建設副産物の搬出地」(様式8))
 - (9) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下、「社会保険等」という。)への加入状況
(「社会保険等への加入状況」(様式9))

1.5 調査後の落札者の決定

- (1) 調査の結果適合した履行がなされないと認められる場合の措置

入札執行者は、調査者が行った調査の結果、最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされないと認めたときは、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

- (2) 調査の結果適合した履行がなされないと認められる場合の措置

調査者は、調査の結果最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)が提示した入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないと認めたときは調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、入札審査会(本庁入札以外の場合は、地方入札審査会)(以下「審査会」という。)に提出し、意見を求めなければならない。

1.6 審査会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 審査会の意見が、調査者の意見(契約の内容に適合した履行がなされないと認める意見)と同一であった場合は、入札執行者は最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち総合評価において最高値の評価の者(総合評価落札方式でない入札においては最低の価格をもって申込みをした者)(以下「次順位者」という。)を最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)として各入札実施要領による落札候補者の決定にかかる所定の手続きを行う。なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合は、第13項以降と同様の手続を行う。
- (2) 入札執行者は、審査会の意見が、調査者の意見(契約の内容に適合した履行がなされないと認める意見)と違う場合には、審査会の意見を尊重し、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる者として、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

1 7 契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合

以下の場合、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合に該当するものとして、最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）（次順位者同じ）を失格と判定し、入札執行者はその者に対し落札者に決定しないことを通知するものとする。

なお、判定基準については別紙判定基準のとおりとする。

- (1) 調査様式の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計仕様等に適合しない場合
- (4) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- (5) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (6) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- (7) 上記の他、適正な工事の履行がなされないと認められる場合

1 8 調査結果の概要等の公表

調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

1 9 再調査の実施

- (1) 調査者は、次の事項に該当する場合、再調査を実施するものとする。
 - ア 下請業者の追加及び変更（2次下請以降は除く）
 - イ 下請金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
 - ウ 施工方法の変更
 - エ その他発注者が必要と認める場合
- (2) 実施時期は、再調査を必要とする該当事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときとし、調査者は、遅滞なく実施するものとする。
- (3) 周知方法は、特記仕様書にて明示するものとし、別紙「低入札価格調査について」のとおりとする。
- (4) 再調査の結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合の措置は、建設工事請負契約書第44条第1項第10号により契約を解除する。
- (5) 該当事項の事象が生じ、施工体制台帳等及び施工計画書が提出されない場合の措置は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づき審査する。

2 0 低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比

- (1) 調査者は、工事完了後速やかに、受注者から工事完了後の実態について、調査票（様式10及び様式10-1）を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態との対比する。なお、調査表の内容によっては、事情聴取を行うものとする。
- (2) 下請業者への適正な支払確認等の実施

調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、受注者から様式11「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、受注者、下請負者の双方から、

事情聴取を行うものとする。

なお、同項第1号及び第2号の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。

また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、技術調査課長あて通知する。

ア 口頭による厳重注意

イ 文書による厳重注意

ウ 悪質な場合は、その内容の公表（閲覧等）

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和2年1月30日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

別記様式1

低入札価格調査意向確認書

年　　月　　日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所 在 地
商 号
代表者氏名

下記工事の入札書に記載した金額が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、低入札価格調査実施要領【建設工事】に規定する調査様式を期限内に提出することを確約します。

記

工事年度・工事番号：○○年度　　○○ 第○号

工 事 名：○○○工事

- ※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。
- ※ 当該様式を提出しない場合において、応札額が調査基準価格を下回ると失格となります。